

単品スライド条項の運用について（ポイント）

牛久市の発注工事においては、平成20年8月1日より、工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）の適用を開始する。

1. 対象となる工事

◇ 8月1日時点で継続中の工事又は今後新規発注する工事のすべて

◇ 実際の購入時・搬入時の各材料の実勢価格を用いて当該工事の請負金額を再計算した場合に、当初金額よりも1%以上変動する工事

※₁ただし、以下の部分は除かれる。

・本条項適用以前に「既済部分検査+支払い」が完了している部分

※₂なお、受注者の求めに応じ、既済部分検査の合格通知に、単品スライド条項の適用対象とする旨の記載があるときはこの限りではない。

2. 対象となる「主要な工事材料」

【鋼材類】…H型鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鉄鋼二次製品、ガードレール、スクラップ等
(ただし、非鉄金属は含まない)

【燃料油】…軽油、ガソリン、混合油、重油、灯油

※₁ 適用開始日以前に購入・搬入した資材について、部分払い等の対象となっていなければ、対象となる。

※₂ 鋼材類・燃料油について、「品目類ごとの増額分」が対象工事費の1%を超えるものが対象となる。

例 鋼材類の増額分 1. 1%
燃料油の増額分 0. 8% } → 鋼材類のみが対象となる。

3. 単品スライド条項の適用手続

◇ 申請時期、契約変更の時期

○ 工期末の2月前までに請求

※ただし、工期末が平成20年10月30日以前の工事は、工期内であれば8月30日まで請求が可能。

○ 工期末に契約変更

※最終の工事の変更契約後にスライド額の契約変更をする。

◇ 証明書類の提出（必須）

受注者は、受注者が実際に購入した対象材料の価格（数量及び単価）、購入先、搬入・購入時期を証明する書類を提出する必要がある。

※燃料油について証明書類が揃わない場合は、主用途に用いた数量の証明書が提出されたときは、やむを得ない範囲で、その他用途に用いた数量への適用を認めることができる。

4. スライド額の計算で用いる単価

【鋼材類】…現場に搬入された月の実勢価格

※複数回に分けて搬入した場合は、月ごとの搬入数量で加重平均

【燃料油】…購入された月の実勢価格

※₁複数回に分けて購入した場合は、月ごとの購入数量で加重平均

※₂月ごとの購入数量が不明の場合は、工期中の各月の平均

5. スライド額の計算で用いる対象数量

①設計図書に記載された数量

②一式計上の工種で発注者の設計数量があるものは、発注者の設計数量

※上記数量は、最終的な変更契約後の数量となる。

③各種資材の運搬のための燃料油で購入量が客観的に確認できるものは、当該数量

6. スライド額（S）の計算

【鋼材類】〔搬入月の実勢価格－設計時点での実勢価格〕×対象数量

＋）【燃料油】〔購入月の実勢価格－設計時点での実勢価格〕×対象数量

－）対象工事費の1%相当額

スライド額（S）

※₁受注者が実際に購入した際の鋼材類の購入代金合計、燃料油の購入代金合計の方が実勢価格で算定した額よりも低い場合は、実際の購入代金を用いて計算する。

※₂対象工事費とは、最終的な変更契約後の請負代金額である。

7. その他

◇スライド額の算定は、主要な工事材料に係る変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

◇今回の単品スライド条項の適用については、当面の間の暫定措置であり、恒久的措置ではない。